

令和8年10月19日

総務省政策統括官(統計制度担当)

諮問第215号の概要

(就業構造基本調査の変更)

1 就業構造基本調査の概要（前回調査時の計画）

調査の目的

国民の就業及び不就業の実態を明らかにし、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とする。

調査の概要

調査周期

➤ 5年

調査期日

➤ 令和4年10月1日現在

実施期間

➤ 令和4年9月下旬～10月下旬
(実績：令和4年9月23日～10月23日)

調査範囲
及び
報告者数

➤ 全国の世帯及び15歳以上の世帯員
約54万世帯、約108万人
(母集団：約5300万世帯、
約1億1000万人)
※ 15歳以上の世帯員がそれぞれ調査票に記入

調査事項

〔有業者・無業者共通の調査事項〕

➤ 就学状況、収入の種類、ふだんの就業・不就業状態、職業訓練・自己啓発の有無・種類、育児・介護の状況等

〔有業者に関する調査事項〕

➤ 従業上の地位・勤め先での呼称、雇用契約期間、勤め先の事業や仕事の内容、就業日数・時間、収入、テレワークの実施状況、転職又は追加就業の希望の有無等

〔無業者に関する調査事項〕

➤ 就業希望の有無、希望する仕事の種類・形態、求職活動状況、非求職理由、就業経験等

調査系統
調査方法

➤ 総務省 — 都道府県 — 市町村 — 統計調査員（又は民間事業者） — 報告者
調査員等が世帯ごとに調査票を配布し、世帯は調査票を郵送又は調査員等へ提出
もしくはオンラインで回答

結果公表

➤ 令和5年7月末日までに公表（実績：令和5年7月21日）

2 調査結果の利活用状況

行政施策上の利用

- 「令和6年版労働経済の分析」（令和6年9月6日閣議配布）における人手不足への対応策の基礎資料として利用
- 「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）における成果目標の指標及び「第6次男女共同参画基本計画」（令和8年3月13日閣議決定）における基礎資料として利用
- 「高齢社会対策大綱」（令和6年9月13日閣議決定）における介護離職解消の指標として利用

加工統計への利用

- 国民経済計算における雇用者数推計のための副業者比率の算定に利用

地方公共団体での利用

- 職業能力開発計画策定の基礎資料として利用
- フリーターや若年無業者等に対する支援施策の検討の基礎資料として利用

3 主な変更事項（全体像）

報告者の選定方法の変更

- 報告者数（約108万人）を維持しつつ、調査事務の効率化及び外国人労働者に関する集計結果の精度確保を図るため、標本設計全体を見直す

調査事項の変更

- 外国人労働者や副業に関する実態を把握するため、調査事項を新設
- 相対的に利用者のニーズが低下している調査事項を削除

調査票様式の変更

- 視認性向上のため、調査票のページ数を増やし、冊子型に変更

3 主な変更事項（1）

報告者の選定方法の変更

現 状

約54万世帯を対象に調査を行うことで、約108万人を調査
(母集団の大きさ 約5300万世帯、約1億1000万人)

変更内容

- 1世帯当たりの人員の減少に伴い、世帯数を約58万に増やすことで、報告者数約108万人を維持
(母集団の大きさ 約5600万世帯、約1億1000万人)

現 状

第1次抽出では47都道府県ごとの15歳以上人口に基づく確率比例系統抽出により、全国で約34,000調査区を抽出

第2次抽出では、等確率系統抽出により、各調査区から15住戸を抽出

変更内容

- 第1次抽出においては、全国で約32,000調査区を抽出
第2次抽出では、各調査区から17世帯を抽出
 - ・調査区数の増加を抑制し、各調査区からの抽出世帯数を増やすことで、自治体の事務負担を減らしつつ、必要な報告者数を確保
 - ・抽出対象を、空き家を含む「住戸」から、空き家を含まない「世帯」に変更することで、住民基本台帳の情報を活用した名簿作成がより容易となり、同情報を活用した場合において調査員による居住確認等が省略可能となる
- また、令和7年国勢調査の結果等に基づき、第1次抽出で抽出された調査区のうち外国人の居住する世帯が一定数以上の調査区については、全世帯を対象として選定
 - ・国内における外国人労働者数の増加に伴い、その実態を明らかにする必要があるところ、外国人の居住する世帯が10以上（※）の調査区については、当該世帯を含む全世帯に調査を行うことで、外国人を調査対象としての的確に捕捉する

※令和7年国勢調査の結果等に基づき再計算するため、変更となる可能性あり

3 主な変更事項（2）

調査事項の変更

調査事項の新設

- 国内における外国人労働者数の増加を踏まえ、詳細な分析に資するため「**国籍**」を把握

2 国籍

- ・「永住者・定住者等」とは「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の在留資格を持つ人及び「特別永住者」をいいます
- ・上記以外の在留資格を持つ人は「その他」とします
- ・外国の場合は具体的な国名まで記入してください

日本

外国

永住者・定住者等

その他

国名

- 国民経済計算の雇用者報酬及び雇用者数の推計に当たって、副業に関する推計精度を向上させるため、「**副業として雇われている事業所の数**」を把握

A14 あなたはおもな仕事のほかに別の仕事（副業）もしていますか

- ・ふだんおもな仕事以外の仕事もしている場合は、勤めか自営かを問わず「している」とします

している

していない

(A19へ)

A14の2
副業として雇われている事業所の数

- ・副業が自営業の場合や1か月未満の期間を定めて雇われている場合は「なし」とします

副業として期間を定めずに又は1か月以上の期間を定めて雇われている事業所数

なし

1つ

2つ

3つ以上

追加

調査事項の削除

- 「**雇用契約の更新の有無・回数**」の削除
結果表のアクセス件数が少なく、相対的に利用者のニーズが低下しているため、報告者負担も考慮し、削除

A1の3
雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間

雇用契約期間の定めの有無

定めがない (定年までの雇用を含む)	定めがある	期間がわからない
1か月未満	1か月以上3か月未満	3か月以上6か月未満
	6か月以上1年未満	1年以上3年未満
	3年以上5年未満	5年以上

A1の4
この仕事で雇用契約を更新したことがありますか

ない

ある

更新回数

削除

3 主な変更事項（3）

調査票様式の変更

現 状

A 3 判単票形式
（1 枚表裏）で実施。

変更内容

文字の視認性及び記入のしやすさを向上させるため、文字を大きくする・行間を広げるなどの変更を行う。これに伴い、調査票のページ数を増やし、冊子型に変更する。

（ A 3 判 2 枚二つ折り 表紙含め計 8 ページ）

A 3 判
二つ折り
2 枚重ね

冊子型への変更に伴い、
全ての人が回答する事項を見開きに
まとめる等のレイアウト変更も行う

表

裏

4 前回答申（令和3年12月）の「今後の課題」への対応状況

今後の課題	対応状況
● フリーランスの的確かつ継続的な集計の実施 ➢ フリーランスの定義の変化について、今後も注視し、本調査において的確な集計が継続的に行われるよう対応すること。スキル等の活用について、調査事項を設けることの可能性を引き続き検討すること。	・令和9年調査でも、引き続き令和4年調査におけるフリーランスの定義（実店舗がなく、雇人もいない自営業主又は一人社長であって、その仕事で収入を得る者）を用いて集計を実施。 ・「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和5年法律第25号）におけるフリーランスの定義において、実店舗の有無に関する記述がないため、同法の定義に基づく集計も可能となるよう集計区分を追加。 ・スキル等の活用については、令和4年調査において、およそ全ての職業について、経験や知識、スキルを活用して行っているものと整理し、具体的な調査事項は設けなかったところ、今回も同様の整理とし調査事項を設けることは見送る。
● 郵送提出の導入による影響の検証 ➢ 調査員が調査票を取集する場合やオンライン回答の場合に比して、調査票の未記入や誤記入が増加することが懸念されることから、調査票の記入状況について検証し、郵送提出の導入による影響を確認すること。	・令和4年調査では、コロナウイルスの流行もあり、非接触型の郵送提出が全体の60%以上を占めていた。また、郵送提出は調査員への提出に比べ補筆・訂正率が高い状況となっていた。そのため、市区町村における審査負担の増加が確認された。 ・令和9年調査では、市区町村での審査を要しないオンライン回答を推奨し、オンライン回答が困難な場合は調査員への提出を基本とするよう変更。 ・郵送提出については、主として、期限内に未回収であった世帯への対応として用いることとする（督促時に返信用封筒を配布）。